

印西市障がい者プラン

第5次印西市障害者基本計画・第7期印西市障害福祉計画・
第3期印西市障害児福祉計画

骨子案

令和5(2023)年8月

印西市

目次

総論	1
第1章 計画の策定に当たって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の期間	6
3 計画の策定	7
第2章 印西市の障がい福祉を取り巻く現状	8
1 統計データからみる概況	8
2 アンケート調査の概要	12
第3章 計画の基本方針	20
1 計画の基本理念	20
2 基本目標	21
3 施策の体系	22

総論

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

すべての人が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる社会の実現は、みんなの願いです。

国の障害者施策は、平成 25(2013)年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」において、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を図ることが基本理念に掲げられるなど、大きな転換点を迎えました。

また、平成 30(2018)年4月より施行された「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しをしたうえで、障がい児支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことなどが規定されています。

令和3(2021)年6月に公布された障害者差別解消法の改正では、障害を理由とする差別の解消を図るため、事業者に対する合理的配慮の義務付けや、行政機関相互間の連携の強化等が示され、令和4(2022)年5月に公布された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることが示されました。さらに、同年12月には「障害者総合支援法」が一部改正され、障害者の地域生活の支援体制の充実、障害者のニーズに応じた就労支援、障害者雇用の質の向上、難病患者・小児慢性特定疾患児童に対する支援が強化されることとなりました。

このほか、令和2(2020)年から令和4(2022)年にかけて発生した「新型コロナウイルス感染症拡大」により、人々の行動に制限が設けられる状況に置かれました。

こうしたなか、本市においては、近年の国における度重なる制度改正に対応するため、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3か年を計画期間とした「印西市障がい者プラン」(第4次印西市障害者基本計画・第2期印西市障害児福祉計画を内包した第6期印西市障害福祉計画)を策定しました。

この度、「印西市障がい者プラン」の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、引き続き「地域社会で支えあい誰もが自分らしく 安心して暮らせるまち」の実現に向け、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年を計画期間とした「印西市障がい者プラン」(第5次印西市障害者基本計画・第7期印西市障害福祉計画・第3期印西市障害児福祉計画)を策定するものです。

(2) 計画策定に係る事項

「印西市障がい者プラン」は、住民それぞれの支え合いや助け合いにより、障がいの有無に関わらず、誰もが誇りと尊厳を持ち、ともに生きる社会の実現を目指すという観点から策定します。

また、国の障害者基本計画、千葉県の障害者計画に掲げられている目標、基本的な考え方に沿いながら、本市の基本目標、施策の方向等を設定するとともに、国の基本的な指針を踏まえた計画とします。

○計画の基本的な指針(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針より抜粋)

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
 - ・共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮する。
 - ・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
 - ・障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。
 - ・障害福祉サービスの充実を図り、地域によるサービスの偏りを防ぐ。
 - ・発達障害者及び高次脳機能障害者については、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図るとともに、難病患者等についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、必要な情報提供を行う。
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
 - ・自立支援の観点から、入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整える。
 - ・障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPOによるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。
- 4 地域共生社会の実現に向けた取り組み
 - ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む。
 - ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
 - ・障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図る。
 - ・障害児のライフステージに沿った、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。
 - ・障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する。
- 6 障害福祉人材の確保・定着
 - ・専門性を高めるための研修の実施や、多職種間の連携を推進する。
 - ・障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることについて、積極的な周知・広報等を行う。
 - ・職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に取り組んでいく。
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着
 - ・障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加を促進する。

(3) 計画の位置づけと法的根拠

① 計画の位置づけと法的根拠

■ 障害者基本法(昭和 45 年法律第 45 年法律第 84 号)

第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

印西市障害者基本計画(第5次)

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画で、障害者の自立及び社会参加の支援等を行うため、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることを目的とした理念や方針、施策・事業を定める計画です。

■ 障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)

第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

印西市障害福祉計画(第7期)

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量、提供体制を定める計画です。

■ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)

第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

第 33 条の 20 第 6 項

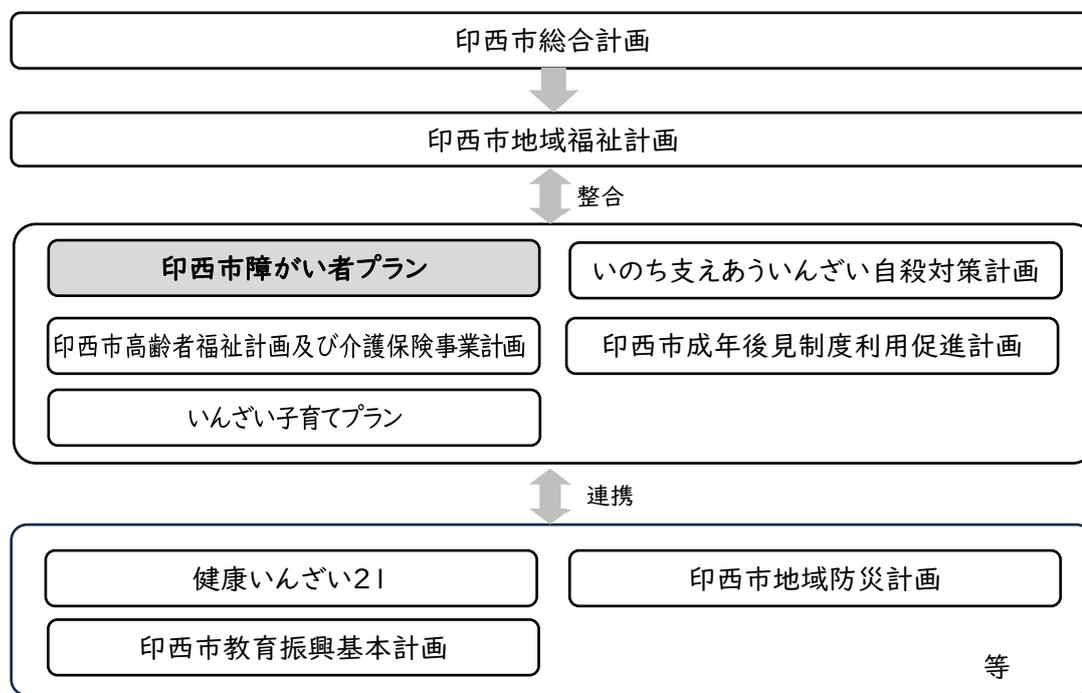
市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

印西市障害児福祉計画(第3期)

障がい児を対象とした、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

②本市における各計画との整合

本計画は、上位計画となる「印西市総合計画」及び「印西市地域福祉計画」との整合を図り、策定しています。また、関連計画となる「印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」や「いんざい子育てプラン」等との整合を図りつつ、「健康いんざい 21」「印西市地域防災計画」「印西市教育振興基本計画」等の諸計画とも連携します。



2 計画の期間

「第5次印西市障害者基本計画・第7期印西市障害福祉計画・第3期印西市障害児福祉計画」の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

計画主体	計画名称	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	～
国	障害者基本計画		第4次			第5次			第6次
千葉県	障害者基本計画 障害福祉計画 (障害者計画)		第7次		第8次			第9次	
印西市	総合計画	基本構想		～2030年度					
		基本計画		～2025年度			～2030年度		
	印西市障がい者プラン ・障害者基本計画 ・障害福祉計画・ ・障害児福祉計画	第4次		第5次		第6次			
		第6期		第7期		第8期			
		第2期		第3期		第4期			
	地域福祉計画	第4次				第5次			
	高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画	第8期			第9期			第10期	
いんざい子育てプラン	第2期				第3期				

3 計画の策定

【計画策定の体制】

庁内において関係各課との障害者施策の調整、目標・事業量の設定等を行うほか、障がい福祉課において現行計画における事業等の実績状況を調査しました。

また、次のとおり、外部有識者による施策・事業等の調整を行いました。

①印西市障がい者プラン（印西市障害者基本計画、印西市障害福祉計画及び障害児福祉計画）
策定委員会

学識経験のある者、障がいのある人の社会福祉事業または活動に携わる者等で構成することとし、全〇回の委員会の開催をしました。

②庁内関係部署との調整（施策・事業の調整）

施策・事業に関連する庁内部署と適宜調整を行い、各所管計画との整合、障害者施策の検討等を行いました。なお、計画策定作業等の事務局は障がい福祉課に設置しました。

【市民意見の把握】

策定及び会議の過程については、広報や市ホームページにて公表し、市民への周知を図るとともに、会議を公開として実施しました。また、アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けるとともに、いただいた意見は基礎資料として策定の工程に取り込みました。

①アンケート調査の実施

本市における課題の整理・把握を行い、今後目指すべき方向性を検討する基礎資料を得るため、障害者手帳所持者（18歳以上、18歳未満）、一般市民（18歳以上）、及び障害関係団体等に対して、アンケート調査を実施しました。

②パブリックコメントの実施

市民からの意見を計画に反映させるため、印西市障がい者プラン策定委員会において検討された印西市障がい者プラン（案）に対し、パブリックコメントを実施し、意見等を募りました。

期間：令和6（2024）年1月〇日（〇）～2月〇日（〇）

第2章 印西市の障がい福祉を取り巻く現状

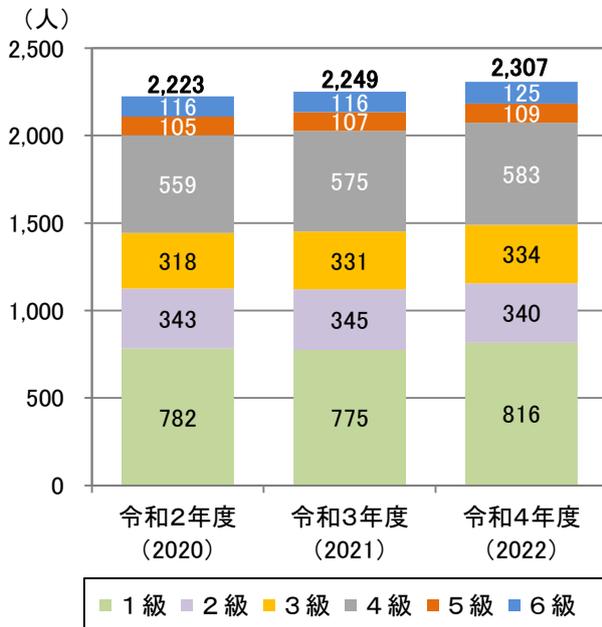
1 統計データからみる概況

(1) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は増加を続けており、令和4(2022)年度は2,307人となっています。

(単位：人)

印西市	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
令和2年度(2020)	2,223	782	343	318	559	105	116
令和3年度(2021)	2,249	775	345	331	575	107	116
令和4年度(2022)	2,307	816	340	334	583	109	125



身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた障がいに該当する場合に交付されます。

- ・ 視覚障害 1級から6級
- ・ 聴覚障害 2級から4級、6級
- ・ 平衡機能障害 3級、5級
- ・ 音声・言語・そしゃく機能障害 3級、4級
- ・ 肢体不自由 1級から6級
- ・ 内部障害 1級から4級

出典：障がい福祉課
(各年度末時点)

(単位：人)

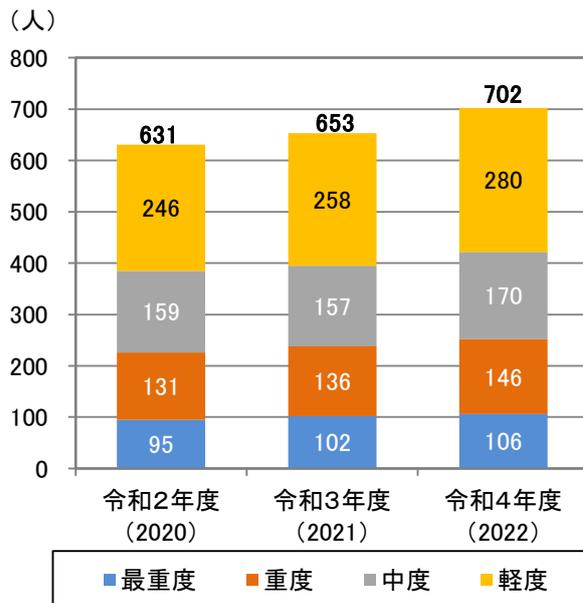
千葉県	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
令和2年度(2020)	178,653	64,353	26,166	26,441	43,582	8,663	9,448
令和3年度(2021)	178,722	63,817	26,011	26,580	44,141	8,616	9,557
令和4年度(2022)	未発表						

(2) 療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は増加を続けており、令和4(2022)年度は702人となっています。

(単位：人)

印西市	総数	最重度	重度	中度	軽度
令和2年度 (2020)	631	95	131	159	246
令和3年度 (2021)	653	102	136	157	258
令和4年度 (2022)	702	106	146	170	280



療育手帳は、知的障がいのある人に交付されます。

(1) 療育手帳には4つのランクがあります。

Ⓐ (Aの丸囲み) 最重度

A 重度

B-1 中度

B-2 軽度

(2) ランクは心理判定、医学判定、調査結果等を総合的に判断して決定します。

出典：障がい福祉課
(各年度末時点)

(単位：人)

千葉県	総数	重度	中度	軽度
令和2年度 (2020)	45,439	17,072	11,728	16,639
令和3年度 (2021)	46,851	17,651	12,118	17,082
令和4年度 (2022)	未発表			

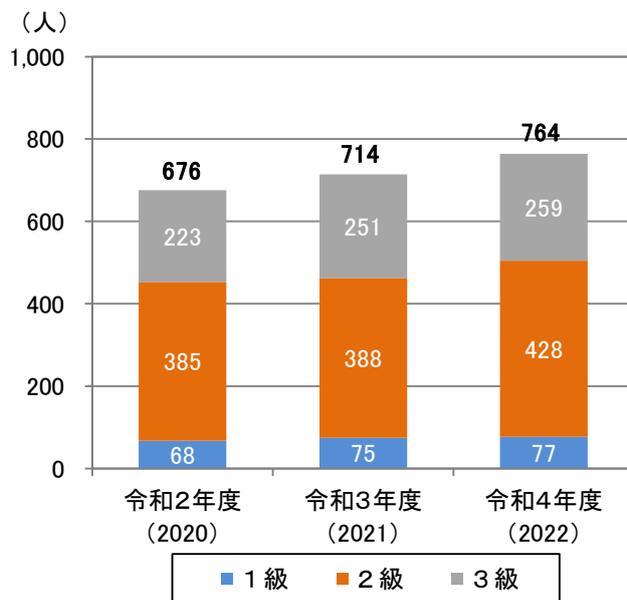
表中、重度には最重度が含まれます。

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、令和4(2022)年度は764人となっています。

(単位：人)

印西市	総数	1級	2級	3級
令和2年度 (2020)	676	68	385	223
令和3年度 (2021)	714	75	388	251
令和4年度 (2022)	764	77	428	259



精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患に該当し、6か月以上経過した場合に交付されます。近年の動向では次の対象者が増加傾向にあります。

- ・統合失調症
- ・うつ病、そううつ病等の気分障害
- ・てんかん
- ・薬物やアルコールによる急性中毒(依存症)
- ・高次脳機能障害
- ・発達障害

出典：障がい福祉課
(各年度末時点)

(単位：人)

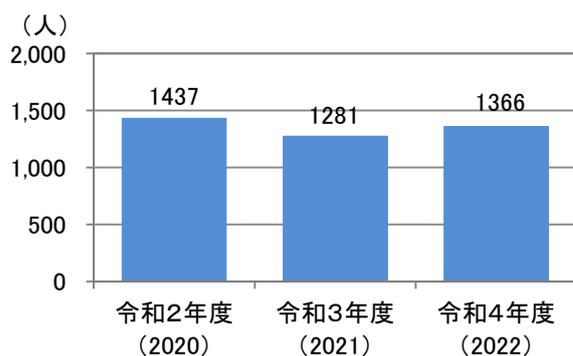
千葉県	総数	1級	2級	3級
令和2年度 (2020)	54,662	7,144	32,033	15,485
令和3年度 (2021)	59,159	7,291	34,448	17,420
令和4年度 (2022)	未発表			

(4) 自立支援医療(精神通院)受給者数

自立支援医療(精神通院)受給者数は増加を続けていたものの、令和3(2021)年には減少に転じ、令和4(2022)年度では1,366人となっています。

(単位：人)

印西市	自立支援医療 (精神通院)受給者
令和2年度 (2020)	1,437
令和3年度 (2021)	1,281
令和4年度 (2022)	1,366



自立支援医療(精神通院)制度は、指定医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割が自己負担になる制度です。精神障がいのため、通院による医療を継続的に要する程度の病状にある方が対象となります。

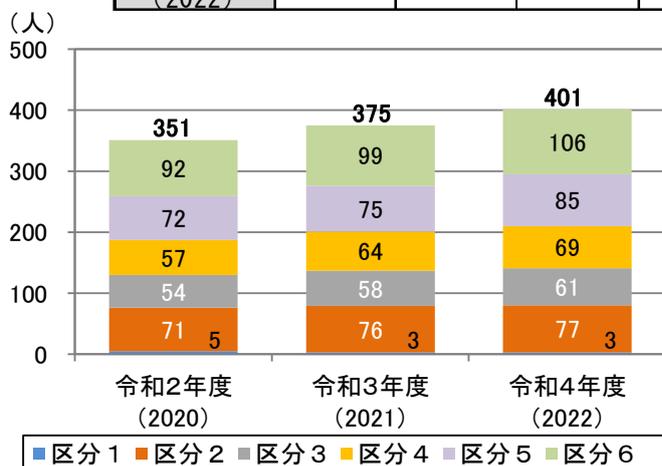
出典：障がい福祉課
(各年度末時点)

(5) 障害支援区分の認定者数

総数は年々増加傾向にあり、令和4(2022)年度は401人となっています。また、令和4(2022)年度時点における区分ごとの人数で見ると、区分6が106人で最も多く、次いで区分5が85人、区分2が77人となっています。

(単位：人)

印西市	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
令和2年度 (2020)	351	5	71	54	57	72	92
令和3年度 (2021)	375	3	76	58	64	75	99
令和4年度 (2022)	401	3	77	61	69	85	106



障害支援区分は、必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い)です。

出典：障がい福祉課
(各年度末時点)

2 アンケート調査の概要

(1) 市民アンケート調査の概要

【調査目的】

市民アンケート調査は、障がい者福祉等の実態を踏まえ、障害福祉サービスの現状と需要を把握するとともに、本市における課題の整理を行い、今後目指すべき方向性を検討する基礎資料を得るため、実施したものです。

【調査の対象】

調査の種類と対象者は、次のとおりです。

種類	対象者
障がい者アンケート	18歳以上の手帳所持者
障がい児アンケート	18歳未満の手帳所持者
一般アンケート	18歳以上の非手帳所持者

【調査方法と調査期間】

○調査方法

・郵送による配布・回収

※一般アンケートのみ回収にはWEBを併用

(調査票に二次元コードを記載、専用ウェブサイトにて回答)

○調査期間

・令和5(2023)年2月1日(水)～2月21日(火)

【配布・回収状況】

種類	配布数	回収数	回収率	【参考】 令和2年調査 回収率
障がい者アンケート	3,169	1,546	48.8%	45.6%
障がい児アンケート	293	154	52.6%	40.2%
一般アンケート	2,138	938	43.9%	37.1%

【調査結果の見方】

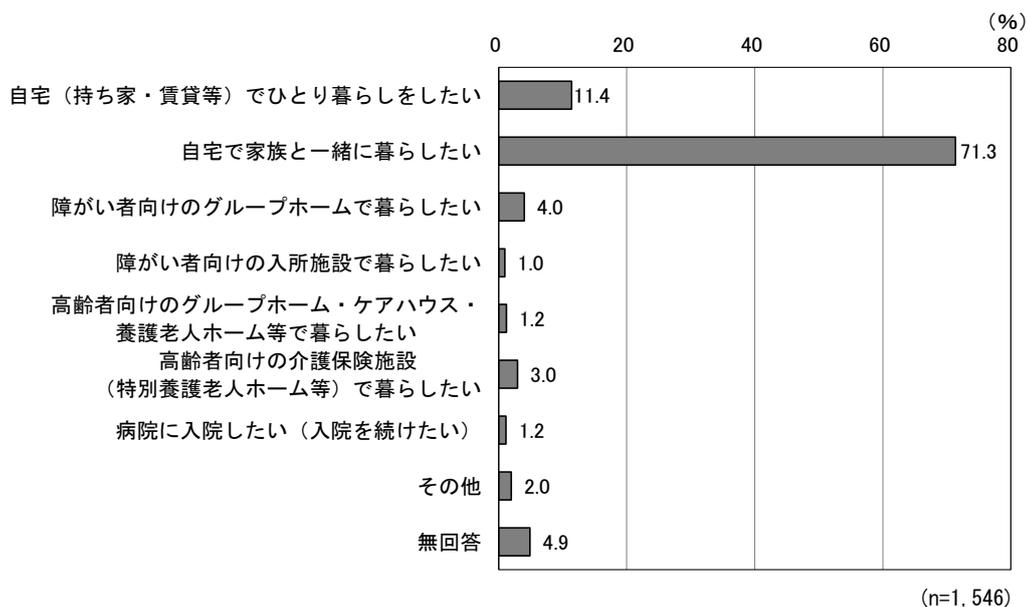
- ・代表的な設問のみ掲載しています。また、前回調査（令和2年実施）との比較が可能な設問については、グラフに前回調査の数値を掲載しています。
 - ・図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
 - ・図表中の「SA (single answer)」は単数回答、「MA (multi answer)」は複数回答をそれぞれ表しています。
- ※上記は、事業所アンケートの調査結果 (p.20～21) も同様

(2) 市民アンケートの調査結果

【障がい者アンケート】

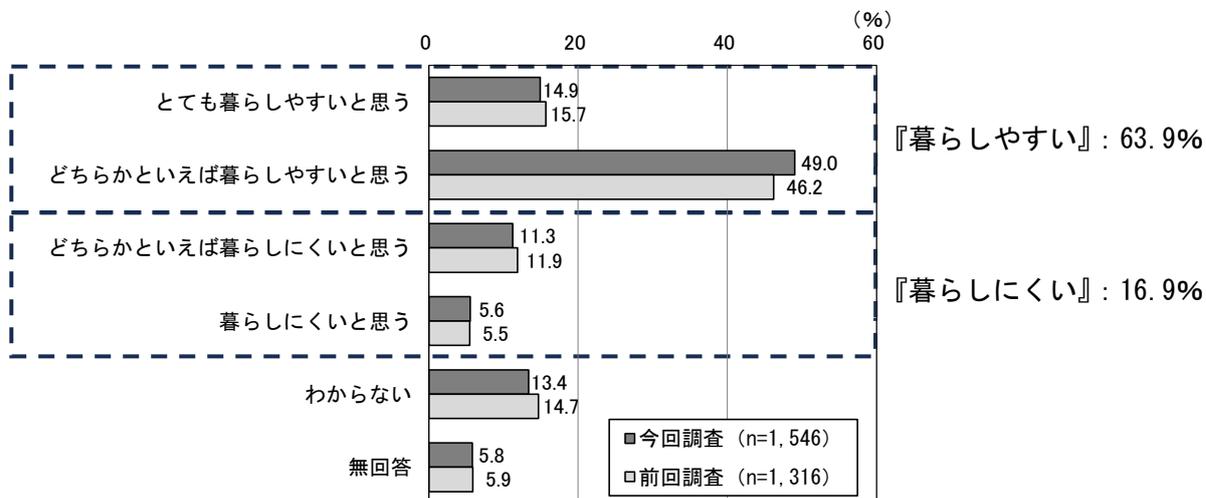
①今後3年以内にどのように暮らしたいか (SA)

「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が71.3%で最も高く、次いで「自宅(持ち家・賃貸等)でひとり暮らしをしたい」が11.4%、「障がい者向けのグループホームで暮らしたい」が4.0%の順となっています。



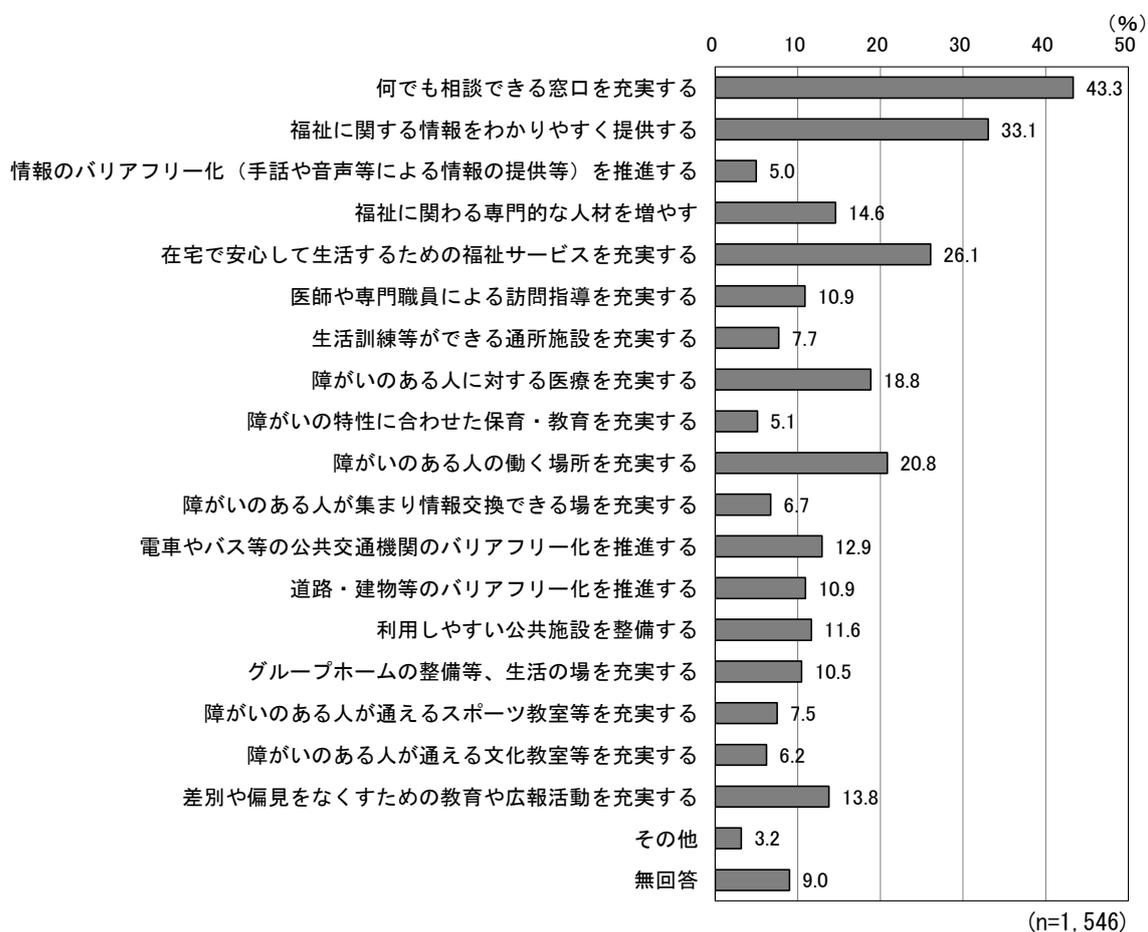
②印西市は暮らしやすいですか (SA)

「とても暮らしやすいと思う」と「どちらかといえば暮らしやすいと思う」を合わせた『暮らしやすい』が63.9%、「どちらかといえば暮らしにくいと思う」と「暮らしにくいと思う」を『暮らしにくい』が16.9%となっています。



③暮らしやすいまちづくりのために希望すること (MA)

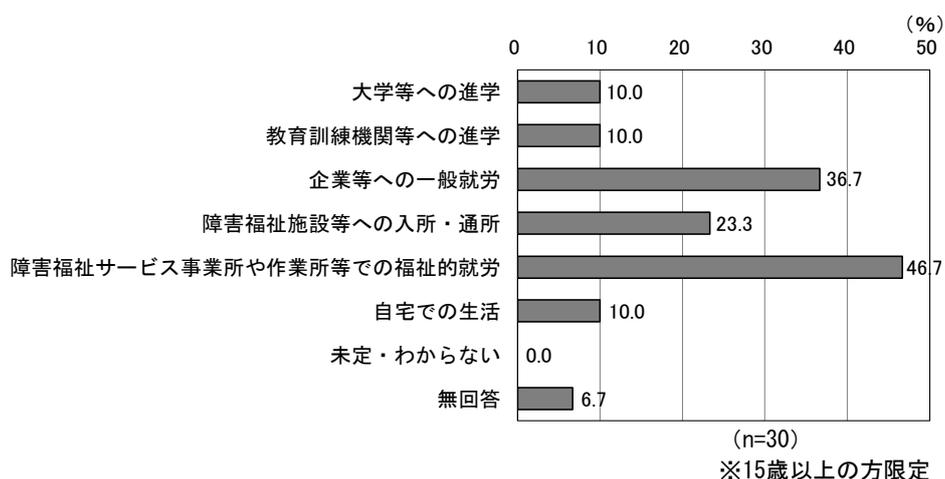
「何でも相談できる窓口を充実する」が43.3%で最も高く、次いで「福祉に関する情報をわかりやすく提供する」が33.1%、「在宅で安心して生活するための福祉サービスを充実する」が26.1%の順となっています。



【障がい児アンケート】

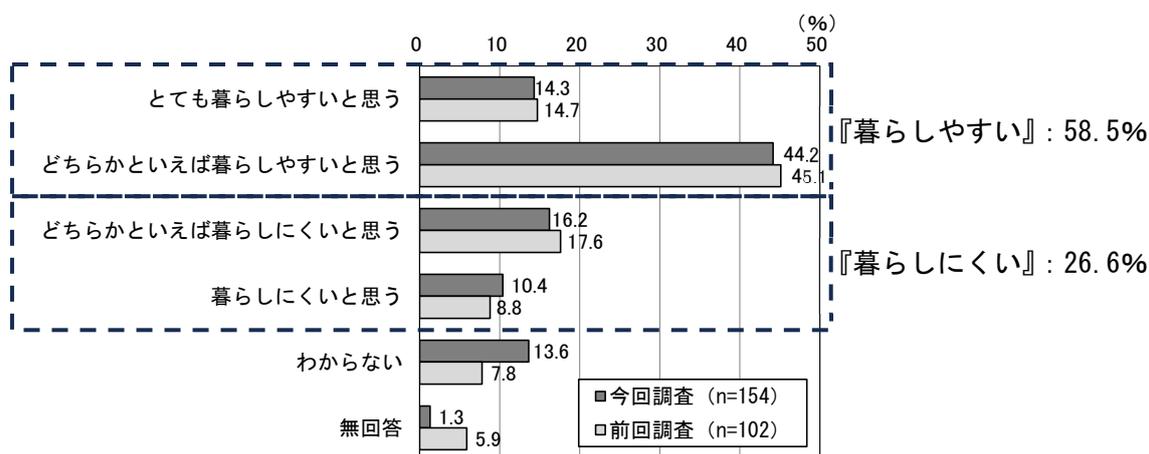
①将来、想定している進路(MA)

「障害福祉サービス事業所や作業所等での福祉的就労」が46.7%で最も高く、次いで「企業等への一般就労」が36.7%、「障害福祉施設等への入所・通所」が23.3%の順となっています。



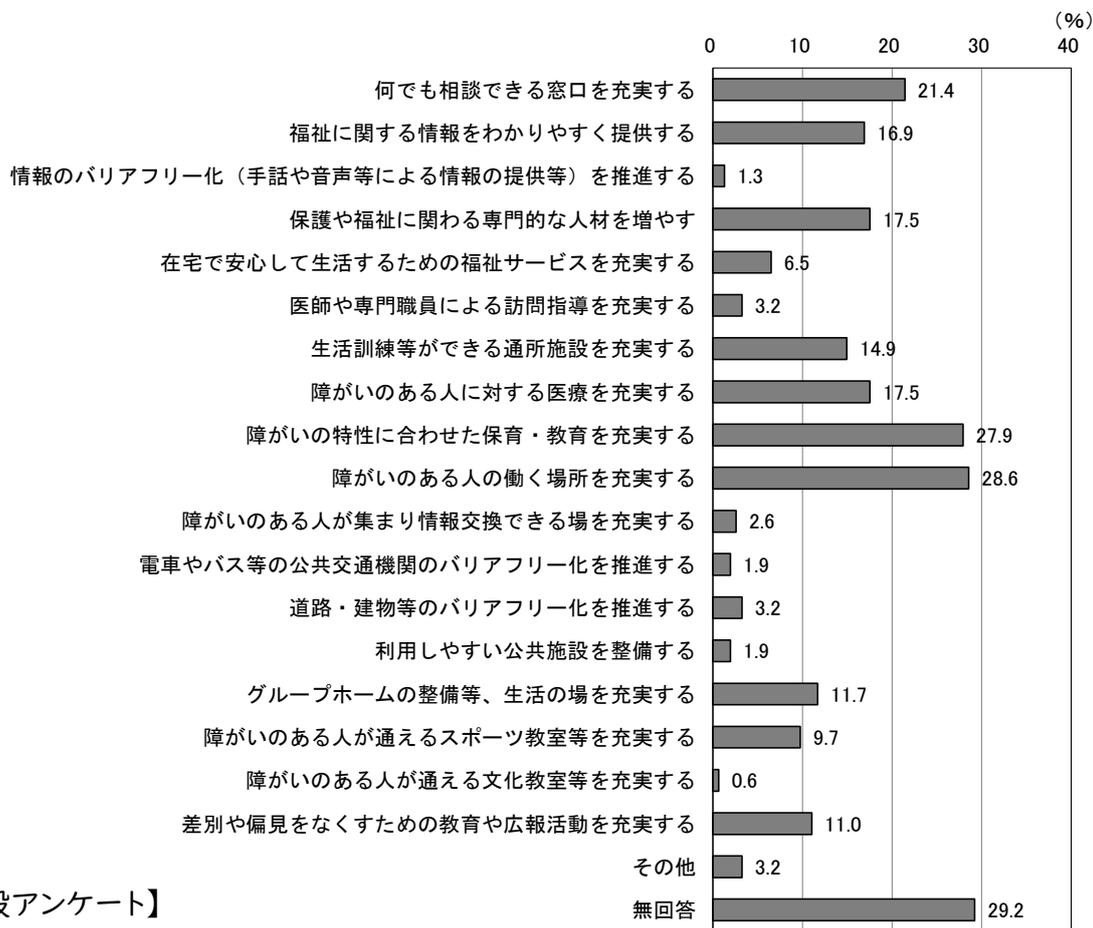
②印西市は暮らしやすいですか(SA)

「とても暮らしやすいと思う」と「どちらかといえば暮らしやすいと思う」を合わせた『暮らしやすい』が58.5%、「どちらかといえば暮らしにくいと思う」と「暮らしにくいと思う」を合わせた『暮らしにくい』が26.6%となっています。



③暮らしやすいまちづくりのために希望すること(MA)

「障がいのある人の働く場所を充実する」が 28.6%で最も高く、次いで「障がいの特性に合わせた保育・教育を充実する」が 27.9%、「何でも相談できる窓口を充実する」が 21.4%の順となっています。

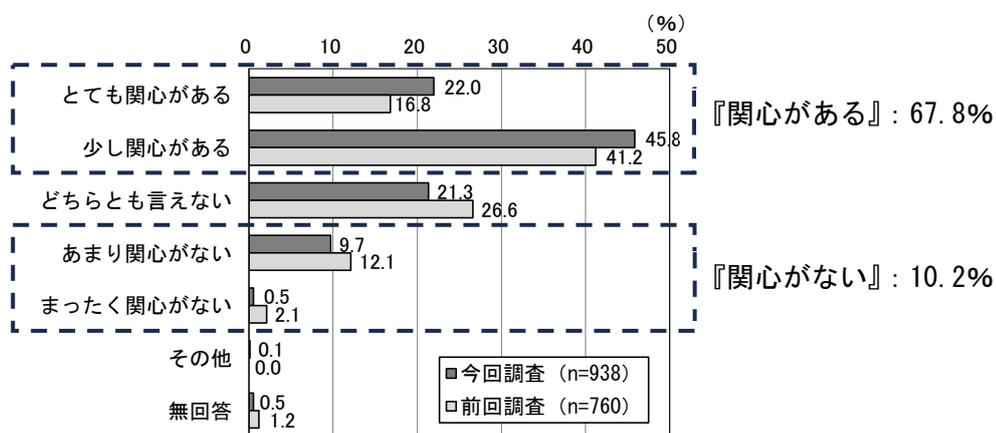


(n=154)

【一般アンケート】

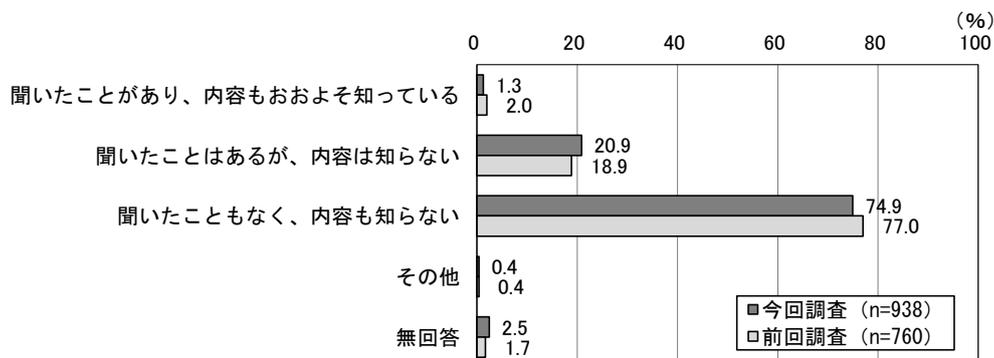
①障がい福祉についての関心の有無(SA)

「とても関心がある」と「少し関心がある」を合わせた『関心がある』が 67.8%、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」を合わせた『関心がない』が 10.2%となっています。



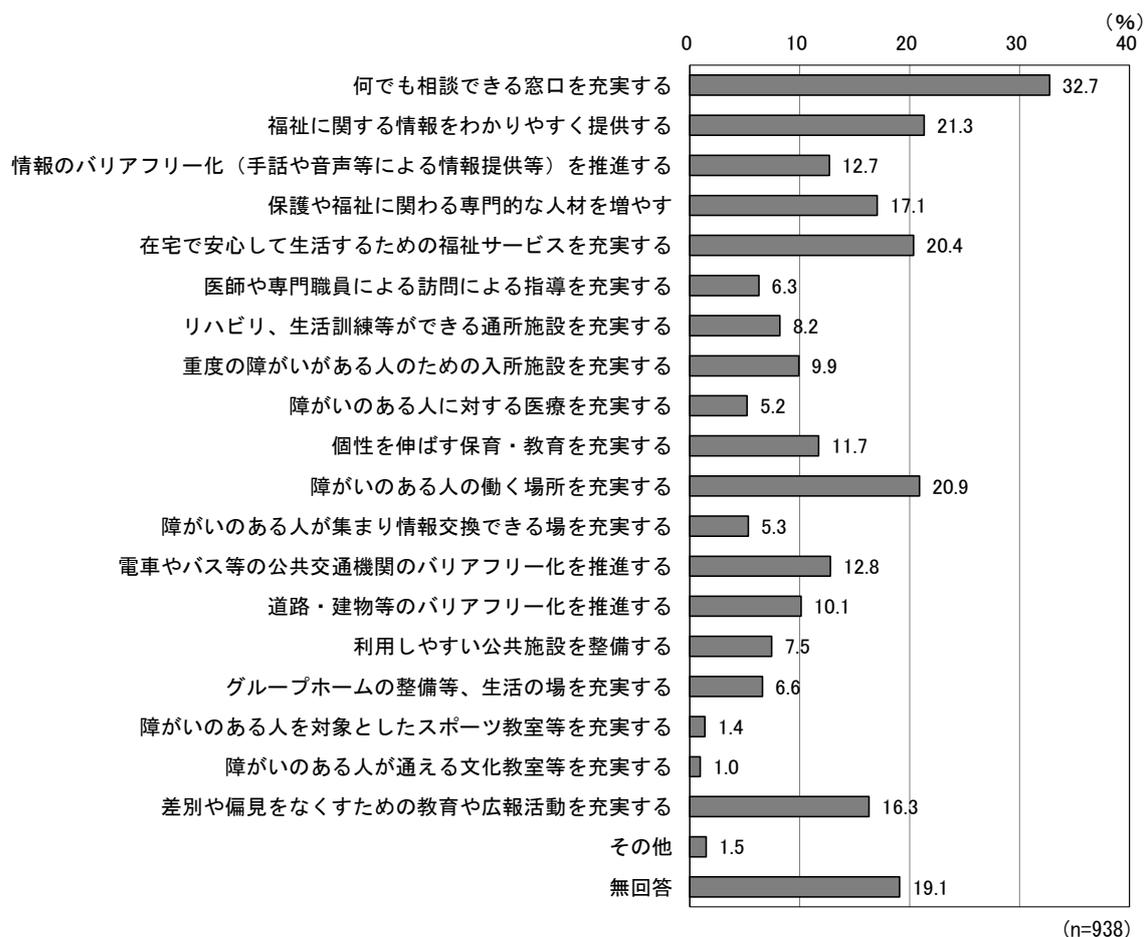
②印西市障がい者プランの認知状況 (SA)

「聞いたこともなく、内容も知らない」が 74.9%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が 20.9%、「聞いたことがあり、内容もおおよそ知っている」が 1.3%の順となっています。



③障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするため、行政が力を入れるべきこと (MA)

「何でも相談できる窓口を充実する」が 32.7%で最も高く、次いで、「福祉に関する情報をわかりやすく提供する」が 21.3%、「障がいのある人の働く場所を充実する」が 20.9%となっています。



(3) 事業所アンケート調査の概要

【調査目的】

事業所アンケート調査は、印西市内で障害福祉サービスを提供している事業所の視点から、障害福祉サービスの現状と需要を把握するとともに、本市における課題の整理を行い、今後目指すべき方向性を検討する基礎資料を得るため、実施したものです。

【調査期間】

令和5(2023)年2月8日(水)～3月6日(月)

【調査方法】

WEB 調査により実施

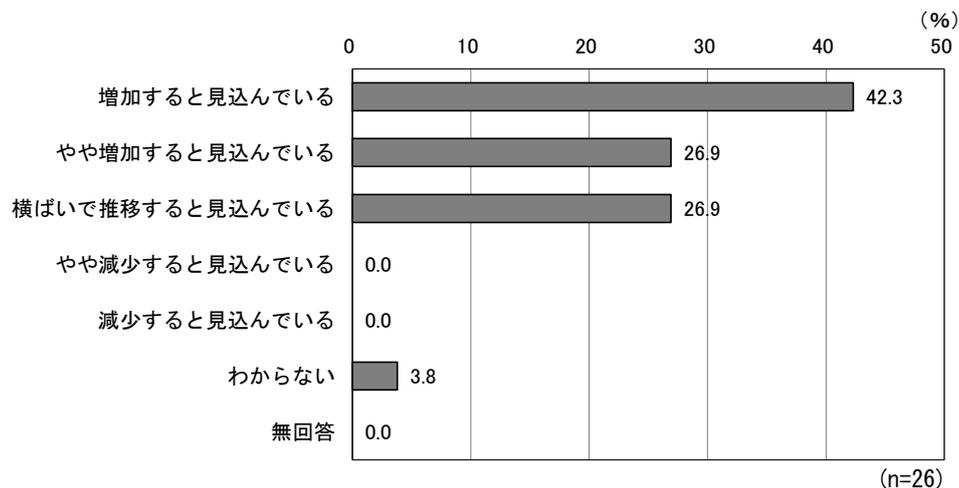
【調査の対象】

配布数	回収数	回収率
45	26	57.8%

(4) 事業所アンケートの調査結果

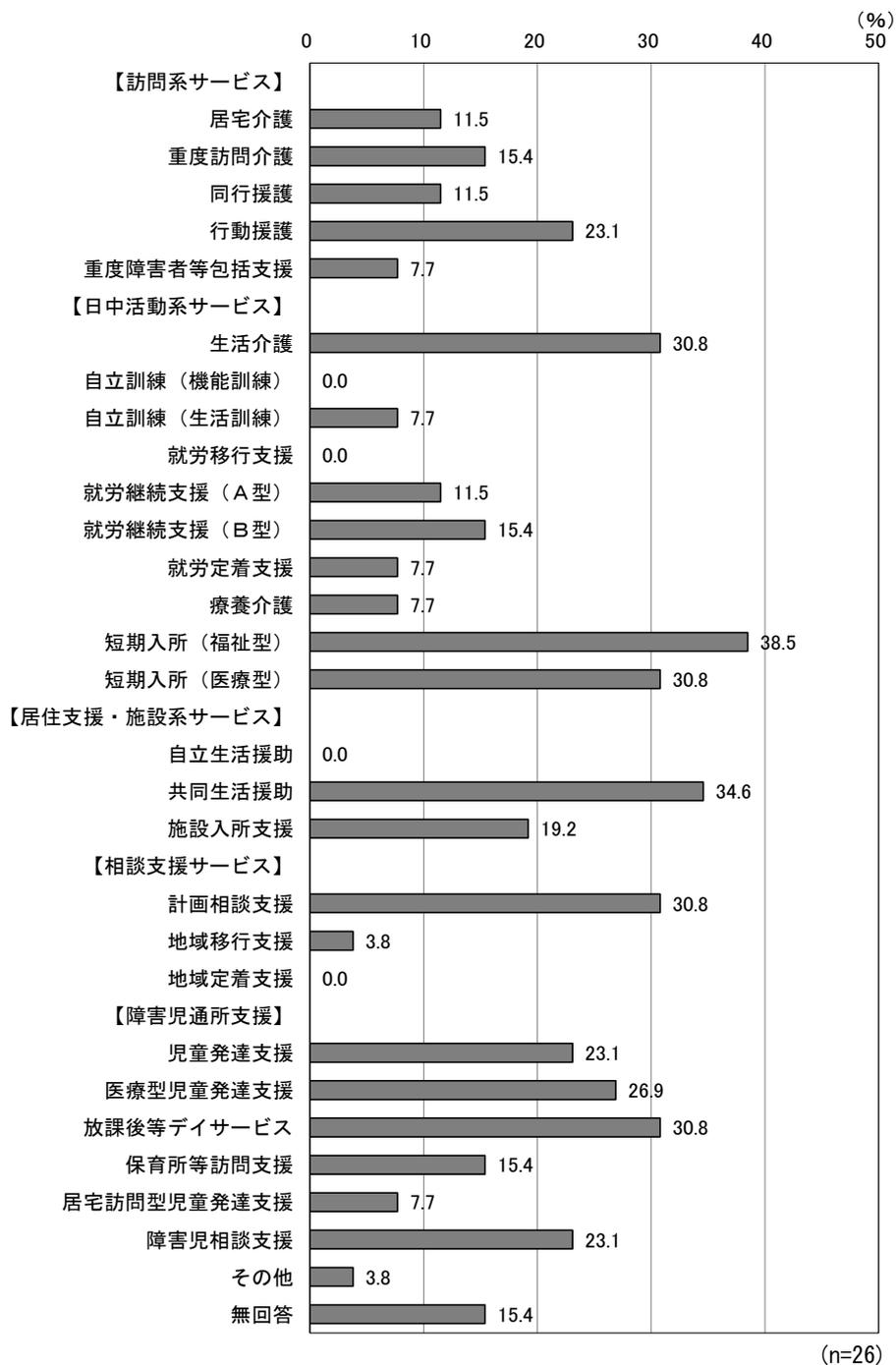
①今後の3年間にサービス利用を希望する人数の見込み(SA)

「増加すると見込んでいる」が42.3%で最も高くなっています。



②現在、市内に不足している、または今後不足すると思われる障害福祉サービス(MA)

「短期入所(福祉型)」が38.5%で最も高く、次いで「共同生活援助」が34.6%、「生活介護」、
「短期入所(医療型)」、「計画相談支援」、「放課後等デイサービス」がともに30.8%の順となっ
ています。



第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

印西市障がい者プラン(第5次印西市障害者基本計画・第7期印西市障害福祉計画・第3期印西市障害児福祉計画)における基本理念は、「障害者の権利に関する条例」における目的及び「障害者基本法」における基本的理念を踏まえたこれまでの理念を踏襲し、次のように設定します。

《 基本理念 》

① 障がいのある人が地域でともに生きるしくみの構築

障がいの有無・種別・程度に関係なく、すべての人々を受け入れ包みこむことができる基盤が整った地域社会を目指します。

② 障がいのある人の心豊かで安定した日常生活の支援

障がいのある人が心豊かに安定した生活が送れるよう、日常生活を支援するとともに、一人ひとりのニーズと障がい特性に応じられるよう福祉サービスの量・質の充実を図ります。

③ 障がいのある人の社会参加や自己実現の促進

障がいがあることにより支援を必要としている方が、自立して、生きがいを持って暮らしていけるよう支援します。

《 将来像 》

地域社会で支えあい
誰もが自分らしく 安心して暮らせるまち

2 基本目標

基本目標 1	自立した生活の支援・意思決定の支援
--------	-------------------

障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、日常生活に関する様々な支援を行います。その一環として、障がいのある人に対する情報提供の体制を整備し、誰でも情報が得られる環境づくりを推進します。

また、生活・意思決定の支援をするため、各種相談業務の充実を図るとともに、障がいのある人を含む市民への周知を行い、利用を促進します。

さらに、福祉活動の担い手となる NPO、ボランティア、市民団体の活動を支援し、地域福祉の推進にも取り組みます。

基本目標 2	地域共生社会の実現に向けた取り組み
--------	-------------------

地域共生社会の実現については、地域生活への移行や社会参加がより一層求められることから、市民、事業者、当事者を含めた、障がい福祉に関する意識啓発・周知を行うとともに、障がいのある人への偏見や差別の解消に対する取組、成年後見制度の利用促進等、権利擁護のための支援を充実します。

また、生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、障がいのある人の社会参加を促進します。

基本目標 3	地域生活への移行支援・就労支援
--------	-----------------

地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援・促進するため、就労の機会づくりと定着・継続のための支援を行います。また、生活訓練等を通じて社会活動への参加の拡大を図り、障がいのある人の社会的自立を支援します。

基本目標 4	障がいのある子どもの成長支援
--------	----------------

障がいのある子どもの包括的な支援体制の構築及び計画的なサービスの実施を図るため、障がい福祉、母子保健、子育て、保育、教育部署が連携を図り、相談機能を充実させるとともに、一貫した支援体制を整備します。また、個々の障がいに応じた適切な指導が受けられる療育機能を充実し、障がいのある子どもの成長を支援します。

基本目標 5	障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり
--------	-----------------------

障がいのある人の利用に配慮して、建築物・道路等既存の都市施設におけるバリアフリー化と、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

そのなかで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる基盤整備として、地域生活を支えるグループホーム等の拡充に努めるとともに、印西市地域防災計画等に基づき、災害時避難行動要支援者支援体制の整備等、災害時、障がいのある人を支援する地域の仕組みづくりを推進し、生活を支える多様な機能の整備を図ります。

また、地域における保健・医療体制と各種保健事業の充実に努めます。

3 施策の体系

将来像の実現に向けた「基本目標」「施策」「取組」の体系を示すと、以下のとおりです。

将来像	基本目標	施策	取組
地域社会で支えあい 安心して暮らせるまち 誰もが自分らしく	1. 自立した生活の支援・ 意思決定の支援	1. 日常生活支援	▶ 日常生活を支える福祉サービスの充実 ▶ 外出の支援 ▶ 経済的支援の推進 ▶ 意思疎通支援
		2. 情報の提供	▶ 情報提供体制の充実 ▶ 情報アクセシビリティの推進
		3. 相談支援	▶ 相談業務の充実 ▶ 専門的な相談体制の充実
		4. 支援者の育成	▶ NPO・ボランティア等の育成・支援 ▶ 福祉人材の育成・支援
	2. 地域共生社会の実現に 向けた取り組み	1. 周知啓発・福祉教育	▶ 理解の促進・啓発活動の充実 ▶ 福祉教育の推進
		2. 権利擁護	▶ 権利擁護体制の強化
		3. 社会参加・地域活動	▶ 生涯学習・スポーツ活動等の推進 ▶ 障害者団体の活動支援
	3. 地域生活への移行支援・ 就労支援	1. 就労支援	▶ 障がいのある人の就労に向けた支援 ▶ 企業等の雇用促進支援
		2. 地域移行・継続支援	▶ 地域生活への移行及び継続の支援
	4. 障がいのある子どもの 成長支援	1. 一貫した支援体制の整備	▶ 相談体制の充実 ▶ 療育体制の充実 ▶ 学校教育期における支援の充実
	5. 障がいがあっても安心 して暮らせるまちづくり	1. 住みやすいまちづくり・ 災害対策	▶ 住まいの支援 ▶ ユニバーサルデザインのまちづくり ▶ 災害等に備えた体制づくり
		2. 保健・医療	▶ 健康づくり体制の充実 ▶ 医療供給体制の充実 ▶ 医療費の助成